

厚生労働行政推進調査事業費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）

旅館や公衆浴場において感染症に関連した問題に関する研究

分担研究報告書

研究分担者 福住 宗久 国立感染症研究所 実地疫学研究センター主任研究官

研究要旨

旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)においては、「営業者は、宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。」とされている。さらに、公衆浴場法（昭和 32 年法律第 139 号）においては、「営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。」と規定されている。旅館業や公衆浴場等の不特定多数が集まる場所で感染する可能性が高い疾病や、入浴において感染する疾患についての文献調査や事業者に対する宿泊拒否及び入浴拒否を行った感染症の具体例や可能性を調査するため、旅行者、関係団体へのインタビュー、を実施した。過去 10 年間で旅館や公衆浴場において感染症に関連した問題に関しメディアに報道されたものはレジオネラ等の 17 事例、うち公衆浴場では 4 事例であった。また、全国公衆浴場生活衛生同業者組合連合会へのインタビューでは、銭湯において感染症で困った事例は確認されていなかった。

A. 研究目的

旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)においては、「営業者は、宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。」とされている。さらに、公衆浴場法（昭和 32 年法律第 139 号）においては、「営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。」と規定されている。

今般、新型コロナウイルス感染症が流行しており、旅館業等では『宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第 1 版）（令和 2 年 5 月 14 日（12 月 24 日一部改

訂）』が発出されており、より安全に旅客を受け入れるため、これらガイドラインを参考に検温の実施、手指衛生の遵守や館内の環境整備等さまざまな取り組みを実施している。しかし、ひとたび陽性者が発生すると、大規模な感染症アウトブレイクになる可能性や風評被害などの影響が起きかねない。一方で、過剰な予防策や感染症を恐れての宿泊拒否などの問題も存在する。どの疾患に対して、どの程度の予防策をとっていくかを定めることは、旅館業にとって重要な課題である。なお、令和 3 年度には旅館業法の見直しを視野に入れた検討会が計 6 回開催されており、法の見直しの方向性を加味して活動していく。

また、公衆浴場等ではレジオネラ菌による

感染症の集団発生事例報告が過去にあり、発生予防の取り組みが重要である。また、新型コロナウイルス感染症患者が感染発覚後に利用して問題となった事例も確認されている。一方で、公衆浴場に関しても、旅館同様過剰な予防策や疑い患者に対する利用拒否などが起きる可能性があり、特に予防すべき疾患とその方法について明確にすることが求められている。

今回、旅館業や公衆浴場等の不特定多数が集まる場所で感染する可能性が高い疾病や、入浴において感染する疾患についての文献調査や、旅行者、関係団体へのインタビューを実施し、事業者に対する宿泊拒否及び入浴拒否を行った感染症の具体例を調査する。これらの調査結果を踏まえ、旅館において宿泊を拒むことができる感染症や公衆浴場において入浴を拒否する必要がある感染症を明らかにすることにした。

B. 研究方法

1. 研究デザイン

対面インタビューによる横断研究

2. 情報源、研究対象者

1) 旅館業法に関する情報収集：

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、日本ホテル協会、前日本ホテル連盟、様々な感染症の患者団体、法律専門家

2) 公衆浴場法に関する情報収集：

全国公衆浴場生活衛生同業者組合連合会

3. 倫理面への配慮

本研究で実施したインタビューに関しては、個人が特定されないよう配慮して実施

し、公開に貸しても匿名化してサマリーを利用していくため、倫理上の問題が発生する恐れはない。

C. 研究結果

新型コロナウイルス感染症の影響や旅館業法の見直しの動きから、当初の予定を変更し、旅館業法に関する活動は旅館業法見直しのための検討会の傍聴と情報収集にとどめ、公衆浴場に関する活動に注力した。旅館や公衆浴場において感染症に関連した問題に関して、2011年から2021年6月までにメディアに報道されたものはレジオネラ9事例、食中毒4事例、トコジラミ・南京虫3事例、白癬1事例であった（表）。

旅館業法に関する情報収集は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、日本ホテル協会、前日本ホテル連盟、様々な感染症の患者団体、法律専門家の意見を直接、または検討会を介して確認した。公衆浴場法に関する情報収集は、全国公衆浴場生活衛生同業者組合連合会から話を伺い、銭湯では、感染症で困った事例は確認されていないとのことであった。

D. 考察

過去 10 年間に旅館や公衆浴場においてメディアに報道された感染症に関連した問題は 17 件と少なく、公衆浴場においては 4 件とさらに少なかった。いずれも単発事例であり、アウトブレイクにつながる事例はなかった。全国公衆浴場生活衛生同業者組合連合会でのインタビューにおいても、銭湯では感染症で困った事例はほとんどないとの見解であり、公衆浴場においては不特定多数が集まる場所であるが、現行の公衆浴場法を変更する必要性はうかがえなかつ

た。ただし、今回の結果は個々の公衆浴場での結果を反映したものではないため、アンケート等で現状調査を実施する必要があると考えられる。

E. 次年度の取り組み

次年度は、旅館や公衆浴場等について規模や施設特性に応じた現場視察を3-4カ所行い、アンケートで得られた結果の確認や現場での問題点の抽出を行う。現地で検証が必要になった病原体に関しては、サンプルを回収し、茨城県衛生研究所で病原体の検出を行い、一般細菌に加え、新型コロナウイルスなどの呼吸器感染症を起こすウイルスの環境表面や空気検体での検出を行

い、汚染状況を評価する。これらの結果をもとに現在までの知見と現状の課題に関するテクニカルペーパーや行っていくべき感染症対策に関する旅館・公衆浴場感染対策ガイドランス（仮名）案を作成する。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

該当なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

該当なし

表

キーワード	検索記事数	関連記事数	疾患
旅館、感染症	4090	6	食中毒(2) トコジラミ、南京虫(3) レジオネラ(1)
ホテル、感染症	15082	2	食中毒(2)
温泉、感染症	2591	5	レジオネラ(5)
公衆浴場、感染症	207	4	レジオネラ(3) 白癬(1)